憲法　令８－５　肢オ

第１．肢の結論

正しい

第２．租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るための職業の許可制（免許制）の合憲性

１．問題の所在

酒類販売業の許可制（免許制）を法律が定めている。免許が必要な点で営業の自由を制約するものであるが，このような制約は，２２条１項に照らし適合か問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

租税法は，立法裁量に委ねられる事柄である（８４条)。専門的技術的判断のため，立法府の判断に委ねるしかなく，著しく不合理なものでない限り，「公共の福祉」２２条１項の制約として許容される。したがって，２２条１項に反しないとする肢は正しい。

（２）理由

ア．酒類販売業（営業の自由）の憲法の保障

免許がないと営業ができないということで，営業の自由への制約である。

営業の自由は，２２条１項で保障される。職業選択の自由が保障されても，継続できなければ，憲法目的は達成されない。性質上，選択後の継続も含むと解すべきだからである。

イ．制約の程度

人権も絶対無制約ではなく公共の福祉（１２条後段，１３条後段，２２条１項）による制約に服する。免許制を定めるということで，強度の制約ではあるが，２２条で公共の福祉を定めるのは，歴史的に見て，経済的な自由に対しては，国家の制約の必要性が高いからである。

したがって，制約の必要性も鑑みて，公共の福祉に照らし必要な制約といえるか否かで判断する。

ウ．正当化

本件の制約目的は，租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るためのものである。

性質上，租税法は，高度に専門的技術的な分野であり，立法府の判断に委ねるほかない。したがって，裁量を尊重し，著しく不合理でない限り，「公共の福祉」に適合するものとして許容される。実際，免許制を採用しないと，販売業者を特定することができず，国家として酒税を確実に賦課徴収できない。この判断は目的に照らし，著しく不合理とはいえない。

よって，免許制は，２２条１項に反しないと考える。

以上